平成２５年（フ）第４９１号
静岡県浜松市西区村櫛町3437番地１、登記簿上の本店所在地静岡県浜松市西区村櫛町3435番地の１
債務者　株式会社柴田塗料商会
代表者代表取締役　柴田　忠彦
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村越　啓悦
4　破産債権の届出期間　平成25年11月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月15日午後３時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２６６号
香川県綾歌郡綾川町陶7004番地２
債務者　有限会社宝梱包運輸
代表者代表取締役　三好　道孝
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠瀬　正司
4　破産債権の届出期間　平成25年12月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午前11時
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４８５号
埼玉県所沢市北野南３丁目６番地の21
債務者　有限会社階上工務店
代表者取締役　階上　貞子
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木谷　正治
4　破産債権の届出期間　平成25年12月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月５日午前11時30分
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１０２３７号
東京都北区赤羽南２丁目14―８―202、住民票上の住所広島県呉市広大新開１丁目２―３―303
債務者　西部　映里(旧氏名西部繁子・森繁子)
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　淺野　　響
4　破産債権の届出期間　平成25年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９２１号
埼玉県川口市大字道合449―15
債務者　和田　吉幸
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　　聡
4　破産債権の届出期間　平成25年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９７７号
東京都品川区東五反田２丁目５―４―402
債務者　澤藤　宗忠
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田正治
4　破産債権の届出期間　平成25年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１１８号
埼玉県春日部市緑町２丁目１―18
債務者　小林　健彦
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　英郎
4　破産債権の届出期間　平成25年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月20日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１２８号
東京都府中市天神町１丁目28―22
債務者　小川　敏男
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　由美
4　破産債権の届出期間　平成25年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月20日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１２９号
東京都府中市天神町１丁目28―22
債務者　小川　菊美
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　由美
4　破産債権の届出期間　平成25年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月20日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１３０号
東京都府中市若松町４丁目19―11―301
債務者　原田　弥生
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　由美
4　破産債権の届出期間　平成25年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月20日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１３３号
埼玉県所沢市泉町908―17
債務者　菊谷　　誠
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　滋隆
4　破産債権の届出期間　平成25年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１６３号
埼玉県東松山市神明町１丁目７―33―302
債務者　山田　健二
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　孝仁
4　破産債権の届出期間　平成25年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１８８号
埼玉県上尾市上町２丁目１―30―103
債務者　木下　成幸
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　英治
4　破産債権の届出期間　平成25年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１８９号
埼玉県春日部市本田町２丁目302―203
債務者　橋本みゆき
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　英治
4　破産債権の届出期間　平成25年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
東京地方裁判所民事第20部